

6月は「就職差別撤廃月間」です
《しない させない 就職差別》

就職の面接で、本人や家族の出身地・職業、思想・信条などについて質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいます。就職の機会均等を保障することの大切さについて皆様のご理解をお願いいたします。

【就職差別110番】

採用面接時等の差別について、相談、関係機関の紹介等を行います。

●電話番号：06-6210-9518

(月間中(閉庁日を除く)9時30分～17時30分)

●E-mail: koseisaiyo@gbox.pref.osaka.lg.jp

(Eメールでの相談受付は月間中随時)

[問合先] 大阪府商工労働部雇用推進室